

石川県農村地域産業導入基本計画変更公告

石川県農村地域産業導入基本計画を次のとおり変更したので、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第4条第6項の規定により公表する。

令和4年5月31日

石川県知事 馳 浩

石川県農村地域産業導入基本計画

（前文）

この計画は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号。以下「法」という。）及び国が定める農村地域への産業の導入に関する基本方針に基づき、本県の農村地域（金沢市を除く市町の区域）への産業の導入に関する基本的な考え方を定めるものであり、市町の定める農村地域産業導入実施計画（法第5条第1項の実施計画をいう。以下同じ。）は、この計画に即して策定されるものである。

本県の農業は、米を基幹として食料の安定供給や農家所得の確保という基本的な役割を果たし、同時に健全な地域社会の形成、県土の保全等を通じて、県勢の発展にも大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、本県の農村は、高齢化と人口減少が進展し、地域コミュニティ機能の維持等にも影響がみられるようになってきている。このような中であって、農村を振興するため、農村地域の様々な農業者や地域住民が地域で住み続けられるよう、農業を魅力ある産業にしていくとともに、新たな就業機会が確保されなければ農村から流出することが懸念されるような者や、就業機会が確保されれば都市から農村に流入することが期待される者等に対し、農業以外の選択肢を用意することにより、就業機会の一層の創出と所得の確保を図ることが課題となっている。

一方、産業構造が変化する中で、全就業者数に占める工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）の就業者数のウエイトが低下しているところであり、農村地域の就業機会を確保し、農村の振興を図るためには、地域に賦存する資源を活用した産業など工業等以外の産業の立地・導入を促進することが必要となっている。

このような状況を踏まえ、今般、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号。以下「一部改正法」という。）が制定され、産業の業種に係る法律上の限定を廃止し、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入による土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と農村地域に導入される産業（以下「導入産業」という。）との均衡ある発展が図られる業種を、国が定める基本方針や本基本計画等に即しながら、市町が実施計画において定めることとされた。

これらに対応するため、今後、本県においては、法に基づき、農村地域の様々な農業者や地域住民が、地域で住み続けられるよう農業を魅力ある産業にしていくとともに、農業以外の選

択肢を用意することで、担い手に対する農地の集積・集約化等の農業の構造改革を進めると同時に、魅力ある農村づくりを進めていく必要がある。

このような観点から、本県における農村地域への産業の導入は、令和8年度を目標年次として以下の方針に基づき推進する。

第1 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標

1 導入すべき産業の業種

(1) 産業の導入に当たっては、農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

(2) 導入すべき産業の業種は、当該産業の立地・導入により、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化が図られるなど、農業と導入産業の均衡ある発展が図られるものであることが必要である。

また、農村全体の雇用の確保と所得の向上を図る上で、農村地域の就業の場として、農家レストラン等の農村に賦存する地域資源を活用した産業の立地・導入は極めて重要であり、特に積極的な導入の促進に配慮する。

なお、具体的な産業の導入に当たっては、次の事項に留意する。

ア 公害のおそれのない業種又は公害防止施設を完備した企業を選定する。

イ 当該地域における既存企業との労働力の需給関係に配慮しながら、農業従事者の安定した就業機会の確保が見込まれる企業を選定する。

ウ 工業用水の水源をほとんど地下水に依存している現況から、地下水の適正利用に留意して業種を選定する。

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

導入すべき業種	産業分類	導入すべき業種	産業分類
食料品製造業	09※	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）	10※
繊維工業	11※	木材・木製品製造業（家具を除く）	12※
家具・装備品製造業	13※	パルプ・紙・紙加工品製造業	14※
印刷・同関連業	15※	化学工業	16※
石油製品・石炭製品製造業	17※	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	18※

ゴム製品製造業	19※	窯業・土石製品製造業	21※
鉄鋼業	22※	非鉄金属製造業	23※
金属製品製造業	24※	はん用機械器具製造業	25※
生産用機械器具製造業	26※	業務用機械器具製造業	27※
電子部品・デバイス・電子回路製造業	28※	電気機械器具製造業	29※
情報通信機械器具製造業	30※	輸送用機械器具製造業	31※
その他の製造業	32※	情報サービス業	39
インターネット附随サービス業	40	映像・音声・文字情報制作業	41
道路貨物運送業	44※	倉庫業	47※
運輸に附帯するサービス業	48	各種商品卸売業	50※
飲食料品卸売業	52※	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	53※
機械器具卸売業	54※	その他の卸売業	55※
各種商品小売業	56	織物・衣服・身の回り品小売業	57
飲食料品小売業	58	機械器具小売業	59
その他の小売業	60	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	67
飲食店	76	洗濯・理容・美容・浴場業	78
その他の教育、学習支援業	82	医療業	83
社会保険・社会福祉・介護事業	85	自動車整備業	89

※は実施計画に記載され、立地済みの業種

2 選定理由

(1) 安定した就業機会の確保

導入する全ての業種は、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、常用雇用者が常駐化する業種を選定するものとし、雇用創出効果が低い広大な施設や短期の雇用など安定的な雇用が見込めない業種については、地域の実情を踏まえた上で選定しないものとする。

(2) 雇用構造の高度化に資するもの

導入する全ての業種は、地域における労働力の効率的かつ適正な配分が円滑に行われるよう業種間の配分・連携が可能となるものを優先するものとする。また、地域住民の希望や能力に沿った就業が円滑に行われるとともに、所得の向上に資するものを優先的に導入し、特に小規模農家、離農農家等が容易に就業し、継続できる業種の導入を積極的に選定するものとする。

(3) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和

導入する全ての業種は、周辺地域の他の産業や住民の生活環境への影響に懸念が出ないよう、市町の都市計画の方針に適合するものとし、やむを得ず広域的な大規模な施設を導入する場合には、周辺の環境や土地利用、広域的な交通流通形態等に重大な影響を及ぼすおそれのない業種を選定するものとする。

(4) 導入産業の立地ニーズや事業の実現の見通しを踏まえた業種を選定

(1)から(3)に加え、業種毎に産業の立地ニーズや事業の実現の見通しを市町とのヒアリング等の結果を踏まえ、次のとおり、選定するものとする。

ア 情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業については、市町と事業者の間で産業導入地区の候補、規模等の調整が進んでいるなどの立地ニーズがあり、安定した雇用の場の確保、農畜産物の商品開発や販路拡大、ICT等を活用した新しい農業技術の導入に寄与することから、新たに選定する。

イ 各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、飲食店については、市町と事業者の間で産業導入地区の候補、規模等の調整が進んでいるなどの立地ニーズがあり、地域資源を活用した食品加工業等と連携し、安定した雇用の場の確保、6次産業化の取組にも寄与することから、新たに選定する。

ウ 医療業、社会保険・社会福祉・介護事業については、市町と事業者の間で産業導入地区の候補及び規模等の調整が進んでいるなどの立地ニーズがあり、高齢化社会において需要が拡大することが見込まれるなど安定した雇用の場の確保や入院患者や施設利用者等への食事の提供など農畜産物の需要拡大にも寄与することから、新たに選定する。

エ 運輸に附帯するサービス業、自動車整備業については、市町と事業者の間で産業導入地区の候補及び規模等の調整が進んでいるなどの立地ニーズがあり、安定した雇用の場の確保に加え、農業用機械や農業関連施設の整備、維持管理等に寄与することから、新たに選定する。

オ 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の教育、学習支援業については、市町と事業者の間で産業導入地区の候補及び規模等の調整が進んでいるなどの立地ニーズがあり、若者や女性の安定した雇用の場の確保により、農村地域の維持・発展に寄与することから、新たに選定する。

カ 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）、繊維工業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業（別掲を除く）、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製

造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、道路貨物運送業、倉庫業、各種商品卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業及びその他の卸売業については、既に実施計画に記載され、立地済みの業種であり、これまでも農業者の就業や所得向上により安定した雇用の場の確保に加え、農村地域の維持・発展に寄与している。

3 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

本計画の対象となり、産業導入地区の区域の設定を通じて、農業構造の改善を図ろうとする地域は、農業振興地域を対象に、金沢市を除く全域とする。これらの地域において、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により、認定農業者等の担い手に地域の農地の集積・集約化等を図る。

(1) 産業導入地区の設定に当たっては、自然条件、輸送条件等産業の立地条件がある程度整っている地区について、以下の方針に基づいて設定する。

ア 国土利用計画及び土地利用基本計画に即しているとともに、農業振興地域整備計画、都市計画等と整合し、地域農業の生産体系あるいは生活環境と調和する合理的な土地利用の観点に立って設定する。

具体的には、農林水産部が産業導入地区の区域案等を国土利用計画担当部局、都市計画担当部局、自然環境担当部局など関係部局に示し、各計画等との整合を確認するものとする。

なお、具体的な施設用地の選定に当たっては、地域住民との協調を図りながら、次の方針により選定するとともに、産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。

イ 過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとする。

また、市町においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示することとする。

ウ 産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域が定められている地域にあつては、市街化区域内の土地を充て、また、用途地域が定められている場合は、工業専用地域、工業地域、準工業地域内の土地を優先する。また、市街化区域や用途地域の指定区域以外のエリア（例えば非線引き白地地域等）についても、区域マスタープラン、市町マスタープラン等の都市計画との適合性を確認し、必要があれば調整を行う。

また、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工場適地が所在する地域にあつて

は、工場適地を充てる。

オ 農村地域における農業従事者を導入する産業に安定して振り向けられること及び産業の導入と相まって、農業構造改善を図ることができる地区を設定する。

カ 産業導入地区の規模、導入予定業種等により、必要に応じて環境に与える影響についてあらかじめ調査検討し、農村地域の環境保全に十分配慮して設定する。

(2) 産業導入地区は、環境保全等の観点から、原則として次に掲げる地域には設定しないものとする。

ア 産業導入地区を設定しない地域

(ア) 自然環境保全地域

(イ) 自然公園特別地域

(ウ) 鳥獣保護区

(エ) 湿原、水辺植生、野生鳥獣の生息地等良好な自然環境を形成している地域

(オ) 上記(ア)から(エ)の周辺の地域で、これらの地域に影響を及ぼすおそれ大きい地域

イ 産業導入地区を一般に設定しない地域

(ア) 自然公園の普通地域

(イ) 上記アの(エ)及び(オ)に準ずる地域並びに災害防止等の観点から避けることが適当と認められる地域

(3) 農村地域における産業の立地については、産業導入地区内において行われるよう積極的に誘導するものとし、特に、実施計画を策定しながら、いまだ産業の導入が行われていない地域へ誘導するよう配慮するが、実施計画策定後の情勢の変化により産業の導入が見込めない地域については、実施計画の見直しを行う。

なお、新規に産業導入地区を設定する場合は、地域全体の産業立地の動向、施設用地の需給状況等からみて、産業導入の実現性が高いものとなるよう留意する。

(4) 産業の導入を促進するため、産業の立地に必要な用地・共同流通業務施設・道路等のハード面での産業基盤の整備を進めるとともに研究情報、人材育成機能等のソフト面での産業基盤の整備に努めるほか、農村地域における定住促進に資するため、生活基盤等定住条件の整備を計画的に進める。

ア 能登地域については、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び地域雇用開発等促進法（昭和62年法律第23号）に基づく諸施策を十分活用し、産業の導入が円滑に行われるよう産業関連施設の整備に特に配慮し、能登中核工業団地に立地する産業の関連産業を積極的に導入する。

イ 加賀地域については、都市機能の活用についても配慮しながら産業関連施設の整備に努めるとともに、地域の利便性を十分活用した産業の導入を図り、特に、加賀産業道路沿線に立地する大規模企業の関連産業を積極的に導入する。

4 配慮事項

- (1) 地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進するとともに、必要に応じて複数の産業導入地区（法第5条第2項第1号の産業導入地区をいう。以下同じ。）にわたる広域的な産業の配置を進める。

この場合においては、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野への進出を支援する体制づくりを進めるとともに、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放等従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

- (2) 労働力需給等地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入された産業の労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化を踏まえ、公共職業安定所や関係市町の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性がとれたものとなるよう努める。

この場合においては、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

第2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

本県は、地理的には日本の中間に位置し、主要な食料供給地域として期待されており、今後とも農業生産に必要な基幹的農業従事者の確保を要するが、一方、今後の農業構造の改善により相当数の農業労働力が節減されるものと予想される。

このため、導入企業に必要な労働力については、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）等地域農業の担い手の育成・確保に配慮しつつ、導入された産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者を充てる。

- (1) 導入産業に就業する農業従事者は、認定農業者等以外の農業従事者を重点的に充てることを基本とする。
- (2) 農業従事者の就業の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者、出稼ぎ者等不安定就業者の就業促進及び新規学卒者やU I J ターン等の移住希望者をはじめとする若年層については、地元における安定的な就業促進を図るとともに、田園回帰の動きに対応した人材の地方環流の円滑化に努める。
- (3) 農業従事者の就業に際しては、その者の職業適正等を考慮し、適した職種への就業を図り、労働条件面等で若年層に魅力のある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保及び安全で快適な職場環境の整備、雇用の安定及び労使関係の安定促進に努める。

第3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

(1) 農村地域及びその周辺における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和3年12月改訂）、いしかわの食と農業・農村ビジョン（平成28年5月策定）で示された政策の方向性に即し、農業構造の改善を図るよう努める。

(2) 本県の農業は、米単作地帯という兼業化しやすい条件もあって、農地の円滑な流動化にはなお相当の困難を伴うが、導入産業に就業した農業従事者を含めた地域ぐるみの対応の中で、認定農業者等地域の中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応しうる生産性の高い農業の確立に努める。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により、農業の振興を図ることにも配慮する。

(3) 農村地域を取り巻く諸条件を考慮し、かつ、地域の特性に応じた農業生産の方向に即した農業構造の改善を図る。

この場合においては、計画した産業の確実な導入を期するとともに、産業が導入されるべき時期を考慮し、農業生産基盤の整備、高性能な農業機械の導入、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の計画的な整備を重点的かつ加速的に推進し、農業構造の改善と産業導入との効果が発現するよう配慮する。

また、担い手への農地の集積・集約化を進める中で農村地域における産業導入促進が農業構造の改善を阻害しないよう配慮する。

(4) 農業の構造改革の喫緊性が一層高まる中、農地の集積・集約化が図られるよう、農業経営基盤強化促進法に基づき市町が策定する基本構想の内容や、「人・農地プラン」の内容等に留意する。

(5) さらに、農村地域における定住等及び地域間交流の促進に資するため、定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。この場合においては、複数の市町からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点をおいて実施されるよう配慮する。

第4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域整備計画が定められている地域にあっては、農用地区域以外の区域をこれに充てる。やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合は、次の調整方針に基づいて、産業導入地区の区域を設定することとする。

ア 農用地区域外での開発を優先すること

市町の区域内に、都市計画法に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、

これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

イ 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、

- ・集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる
- ・小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

ウ 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

エ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

オ 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記アからウまでの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地以外での開発を優先すること。

(2) 施設用地と農用地等との調整については、以下に留意する。

ア (1)オ中「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる。

また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も「農地中間管理機構関

連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」に含まれるため、優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、農地中間管理機構関連の農用地については、県の農地中間管理機構関連事業担当部局と密接に調整を行い、適切に把握する。

イ (1)オ中「農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）」が市町において広域に設定されている場合であって、重点実施区域外に適当な施設用地がないとき等の重点実施区域内の農用地への産業導入地区の区域の設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、県の農地中間管理機構関連事業担当部局等と産業導入地区の区域と重点実施区域の関係について十分調整を行う。

(3) 産業導入地区の規模縮小又は取消しをする場合は、土地利用の現況及び動向を勘案して、農用地区域に編入するよう努める。

(4) 施設用地と農用地等との土地利用の調整に当たっては、都市計画担当部局等の関係部局との調整手続を行うものとする。具体的には、施設用地案を都市計画担当部局など関係部局に示し、都市計画等との整合を確認するものとする。

第5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

施設用地及び関連施設の造成、整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮するとともに、施設の整備が農業生産基盤の維持改善、農村生活環境の向上に寄与するよう努める。

また、施設整備等の方針については、以下のとおりとするが、市町単位で整備等を進めることが困難なものについては、県、関係市町等の連携により効率的に整備等を進めるよう配慮する。

(1) 施設用地の造成、整備に当たっては、周辺地域を含む地域全体の産業立地の動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況、産業団地の需給状況、周囲の企業の立地状況等から適切な時期に行うよう留意するとともに、スプロール化の防止、地価高騰の抑制及び投資効率等を考慮し、2ヘクタール以上の規模で団地化する。この場合、県が確保すべき農用地面積との整合など優良農地が確保されるよう十分配慮するとともに、良好な環境維持のための緑地の確保に努める。

用地取得については、土地開発公社等を活用するほか、賃貸借の方法も併用するものとし、必要に応じ、用地提供者への代替地のあっせん、交換分合等を行い、地域農業者の生活安定、農業経営の拡大が損なわれないよう十分な配慮を行う。

(2) 産業の導入を円滑に実施するため、導入すべき産業の特性及びニーズを十分に把握し、道路の整備を計画的に進める。

(3) 工業用水は、ほとんど地下水に水源を求めざるを得ない現状を考慮し、地下水利用の適正化に努める。

また、排水については、公害防止、農業用水利用の観点から汚水処理施設の設置等を行う。

(4) その他の関連施設として、通信運搬設備、公園緑地、住宅、レクリエーション施設等の

整備に努める。

- (5) 上記(1)から(4)のハード面での産業基盤の整備と併せて、今後は産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者や下請企業の確保、関連企業との交流・連携を進めるよう努める。また、企業情報、技術者情報、受発注情報及び技術情報の入手等ソフト面での産業基盤の整備を進め、そのために必要な高度な技術に関する情報関連施設、交流施設、教育訓練施設等の整備にも努めるとともに、既存の公設の試験研究機関を広く開放することにより企業等との交流、連携等を図る。

第6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給調整

農村地域への産業の導入に伴い、増加する労働力の需要に対しては、農業及び地場産業との競合回避に極力留意するものとし、導入された産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者の安定的な雇用機会の確保に努めるとともに、交通網の整備に伴う通勤圏の拡大等を勘案し、可能な限り広域的な観点に立って適正な労働力需給の調整を図る。

2 農業従事者の産業への就業の円滑化

農業従事者が導入される産業へ円滑に就業できるようにするため、職業紹介等の充実や導入企業の実態に即応して技能労働力の養成を図るとともに、地域の特性、住民の意識等を考慮して労働条件の改善を進める等、以下により雇用構造の高度化を推進する。

- (1) きめ細かな職業相談、職業指導及び職業紹介を行う体制を確立するとともに、地元農業従事者、特に、中高年齢者が導入される産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金等雇用安定事業の各種助成制度の活用を図るとともに、企業が高付加価値分野や新分野への事業展開を図る場合の支援に努めるほか、導入企業の労働力需要の充足等雇用に関する事業主の指導援助に努める。

また、これと併せて導入企業の労働条件、職業内容、地域の労働力に関する情報等を収集し、企業・農業従事者等への提供を図り、雇用の促進等に必要な措置を行う。

- (2) 職業紹介業務の推進に当たっては、特に、中高年齢者の就職を容易にするため、企業のニーズに応じた公共職業訓練、職場適応訓練を積極的かつ弾力的に実施するとともに、技術革新に対応できる能力開発を実施することとし、このため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）に基づく職業転換給付金制度及び能力開発対策制度等の援助措置の活用を図る。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元における安定就業の促進に努める。

第7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の

基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

1 担い手の育成・確保

農村地域への産業の導入と相まって、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現するため、市町における「人・農地プラン」の策定を通じて地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、いしかわ農業総合支援機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供・農作業委託を促進する等重点的かつ効果的な実施に努める。

2 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の基礎条件である農業生産基盤については計画的に整備することとし、特に、農地の集積・集約化に資する農地整備事業といしかわ農業総合支援機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

この場合において、農業と産業の均衡ある発展を図る観点から、ほ場整備と併せて施設用地等の確保を図るなど、農業生産基盤等の整備と産業の導入促進が相まって計画的に実施されるよう努める。

- (1) 農道網、農業用排水施設については、産業導入地区に必要となる道路、用排水施設等の整備との関連に配慮しつつ、一体的に整備する。

水田については、大型区画整理、乾田化を中心としてほ場条件の整備を図るとともに、畑については、畑地かんがい施設の整備、農道の整備、農地の集団化を図る。

- (2) これらの農業基盤整備の実施に当たっては、各種の助成制度を十分活用して事業の進捗を進めるものとし、導入産業への農業従事者の就業によって農地利用の低下、あるいは農業労働力のひっ迫といった事態が生じないように十分配慮する。

第8 その他必要な事項

1 環境の保全等

産業の導入に当たっては、住民の健康保持並びに自然環境及び生活環境の保全に特に留意し、環境基本法（平成5年法律第91号）、ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）及び石川県環境総合計画等に基づき、すぐれた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理など大気循環、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努めるなど農村地域の環境の保全に十分配慮する。

ア 産業導入地区の規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合

など環境影響評価法（平成9年法律第81号）で定める対象事業となる場合には、実施計画の策定に先立って同法に従い環境に及ぼす影響についての調査検討を行うこととし、その結果を踏まえて計画するとともに、具体的な産業の導入及び導入後においても、必要に応じて環境の監視、環境に与える影響についての調査検討を行う。

イ 導入する産業は、公害発生のおそれのない業種又はその事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等を当該事業者の責任において適正に処理しうる企業とする。

ウ 産業の導入に伴う道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図り、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

2 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止、新規学卒者等若年者の地元就職及びU I J ターン希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

3 過疎地域等への配慮

農村地域への産業導入が過疎地域、山村地域等における人口流出の抑止、地域経済の発展等地域振興に果たす役割が大きいことを考慮し、産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携に留意しつつ、その円滑な実施が図れるよう努める。

4 農業団体等の参画

農村地域への産業導入を円滑に推進するとともに、これとの有機的な関連において農業構造の改善を図り、その実効を上げるためには、農業団体等の役割に負うところが大きいことを考慮し、農村地域への産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等については、計画策定段階から農業団体、商工団体等関係機関の参画を図り、その円滑な実施が図られるよう配慮する。

また、導入後もこれらの団体の参画により企業の円滑な定着を図る。

5 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等との連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、本制度の運用に当たっては、商工労働部と農林水産部を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努めるものとする。

6 企業への情報提供等

産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等への周知徹底に努め、産業導入地区へ重点的に優良な産業の導入を図るとともに、導入後の速やかな操業

開始や導入後の定着化を図るため指導援助する。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び北陸農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、国や地方公共団体が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。

産業構造が変化する中で、安定した就業機会を確保し、農業と導入産業の均衡ある発展が図られるよう、企業誘致体制を強化するものとする。

7 遊休地解消に向けた取組

遊休地については、県のホームページ等での工業用地の紹介に加え、県と市町がそれぞれ個別の誘致活動を行うとともに、首都圏でのPRセミナーの開催など県と市町が連携した誘致活動を行う。

また、市町は、定期的な遊休地の把握に努めるなど既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、当該土地の活用を図るものとする。

8 撤退時のルールについて

市町は、立地企業が撤退する場合、撤退後の跡地の有効活用が可能となるよう、企業の撤退に関する情報を可能な限り早期に市町に報告する仕組みのほか、撤退後の施設の撤去義務及び費用負担、代替企業の確保義務など、撤退時のルールを実施計画に定め、企業に同意を求めるよう努める。

9 実施計画のフォローアップ体制の確保

本制度の運用については、その状況が適切にフォローアップされ、目標の達成をはじめ適切な制度運用の確保が図られることが必要であることから、市町は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有する。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を行うとともに制度運営の改善に資するように検討結果等について、国及び県に共有する。

また、市町は、一部改正法の施行前に既に定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保する。

10 その他

ア 新たな実施計画の策定に当たっては、既存の実施計画の進捗状況、産業関連施設の整備状況、農業の基礎条件の整備状況等から産業の導入の必要性及び可能性を総合的に勘案し、産業の導入がなされるよう良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動の実施等産業導入の基本となる諸条件が整う場合に行うものとするほか、次の点にも留意する。

(ア) 地域住民の意向を十分反映するとともに、農村地域の整備に関する諸施策に齟齬をきたさないよう留意する。

(イ) 地域全体の開発の可能性及びその動向を十分勘案しつつ、確実に産業の導入が行われるよう、策定期間、産業導入地区の規模、産業関連施設の整備等について配慮する。

イ 既に実施計画を定めた地域で、いまだ産業の導入が行われていない地区にあつては、広域的な観点に立って、諸情勢の変化に対応して当該実施計画の見直しを行うこと。

ウ 産業の導入により、農村地域は、純農村社会から混住化社会へと移行し、都市的施設の整備による集落環境の改善、新しいコミュニティの育成等の要請が一層拡大することを考慮し、農村地域への産業の導入に当たっては、農村地域の生活環境の整備等農村地域の総合的な整備との関連に留意するとともに、産業の導入と地場産業及び地域住民との調和に努め、立地企業の地域社会への定着化に配慮する。

エ 農村地域への産業の導入に当たっては、土地の投機的取引及び地価の高騰が生ずることがないように配慮する。